



5 鞍税保第 5 2 1 号
令和 5 年 8 月 3 0 日

医療機関 各位

鞍手町長 岡崎 邦博



鞍手町公費医療費支給制度の拡大周知に係る協力依頼

残暑の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本町の医療保険行政に格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、鞍手町では子育て支援の一環として、子育て世帯における医療費の負担軽減の拡大を図るため、令和 5 年 10 月 1 日診療分から「鞍手町子ども医療費支給制度」の対象を 18 歳まで拡大することとなりました。(18 歳とは、18 歳に達した日以後に迎える 3 月 31 日までを指します。)それに伴い、「鞍手町重度障がい者医療費支給制度」及び「鞍手町ひとり親家庭等医療費支給制度」に該当する方で、18 歳までの方も同様に自己負担が無料になります。詳細は下記のとおりです。今後とも鞍手町医療保険行政の円滑な運営についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象公費医療	対象者	自己負担額	
		通院	入院
子ども医療	0 歳～18 歳	無料	無料
重度障がい者医療	3 歳～18 歳		
ひとり親家庭等医療	小学生～18 歳		

《 問い合わせ先 》

鞍手町 税務保険課 保険年金係
電話 0949-42-2111 (内線 203)

子ども医療費支給制度の 対象年齢を拡大します

令和5年
10月1日
から

鞍手町にお住まいの**0歳～18歳**までの方の**保険診療**の



	対象年齢	所得制限なし	入院・通院
令和5年9月まで	0歳～ <u>15歳</u> (※)	なし	無料
令和5年10月から	0歳～ <u>18歳</u> (※)	なし	無料

(※) その年齢になって初めての3月末まで

- ◇入院時の食事代、保険診療外の医療費（予防接種や差額ベッド代等）については助成対象になりません。
- ◇子ども医療の対象である重度障がい者医療またはひとり親家庭等医療の受給者も同様の医療費助成を受けられます。
- ◇令和5年度現在、中学校3年生までの方で既に子ども医療証をお持ちの方はお手続きの必要はありません。

◆新しい子ども医療証は令和5年9月中旬頃に郵送にて交付します。

【問い合わせ】鞍手町役場 税務保険課 保険年金係（役場1階3番窓口）
電話 0949-42-2111（内線203） 8:00～17:15（土・日・祝日を除く）